

第42回公共施設等総合管理計画 策定推進本部	日時	令和6年3月26日(火) 9:21~9:24	場所	庁議室
出席者 (13人)	副本部長：神山副市長、大熊教育長 水落企画財政部長、高橋庁舎建設等担当部長、北村総務部長、河田市民税課長（西田市民部長代理）、柿崎環境部長、大澤福祉保健部長、堤子ども家庭部長、若藤都市整備部長、大津学校教育部長、梅原生涯学習部長、加藤議会事務局長			
欠席者	白井市長			
事務局	田中公共施設マネジメント推進担当課長、郷古企画政策課主査			
議題	1 小金井市PPP/PFI手法導入優先的検討指針の策定について			
資料	1 小金井市PPP/PFI手法導入優先的検討指針 2 小金井市PPP/PFI手法導入優先的検討指針について（内閣府例示との比較） 3 PPP/PFI手法導入優先的検討フロー等について			
<p>(進行：神山副市長)</p> <p><b>【議題1】PPP/PFI手法導入優先的検討指針の策定について</b></p> <p>(本件については、事務局が説明を行った。)</p> <p>○ 本指針は、令和3年6月21日付けで国から「PPP/PFI手法導入優先的検討規程の策定及び運用について（要請）」の通知があり、人口10万人以上20万人未満の団体については、令和5年度末までに優先的検討規程を定めるよう要請があったことに基づき、本市におけるPPP/PFI手法導入優先的検討について指針として定めるものである。</p> <p>○ 資料に記載のとおり、今回作成した本市の優先的検討指針については、国の例示に沿った形で作成をしている。</p> <p>○ 本指針の策定により、今後、事業費の総額が10億円以上の建設等を行う公共施設整備事業や、単年度の事業費が1億円以上の運営等を行う事業を新たに検討する場合、本指針に基づき、PPP/PFIの導入を優先的に検討することが義務付けられ、簡易な検討、詳細な検討を行うとともに、その結果を公表することとなる。</p> <p>○ 具体的な検討のフローを15ページ、資料3「PPP/PFI手法導入優先的検討フロー等について」でお示ししている。基本的には現状と同様に所管課において事業発案を行い、公共施設マネジメント推進担当、財政課等の関係課との協議等を行い、簡易な検討、詳細な検討を実施する。</p> <p>○ 簡易な検討、詳細な検討の結果については本本部に報告するとともに事業実施等の可否について判断いただき、事業実施を行うというフローである。</p> <p>○ 指針の説明については以上となるが、指針の策定に向けてお示しした内容にてご承認を賜りたいと考えている。なお、今後、修正等が生じた場合は、事務局にて対応いたしたい。</p> <p><b>【関連質疑】</b> なし</p> <p style="text-align: center;">— 以上で、会議終了 —</p>				